

近世社会と識字

八 鍬 友 広*

1. 課題と方法

本稿の目的は、近世日本の人々の識字能力について検討することである。近世国家は、宗門人別帳という諸外国にあまり例のない高度な人口統計を作成したが、民衆の教育程度に関する調査をおこなうことはなかった。したがって近代以前の識字状況に関する、国家的な調査資料を期待することはできない。またヨーロッパの識字研究が主な素材としている、教会における婚姻時の署名のような体系的な自署資料も日本には存在しない。したがって、近世における人々の識字能力を解明するのは容易なことではない。

近世期の識字率を知ることでできる資料はきわめて乏しいが、明治期にいくつかの県でおこなわれた自署率調査（6歳以上の住民に対する自己の姓名を記し得るかどうかの調査）は、断片的ながら、近世期の識字状況についてもある程度推測し得る資料となっている¹⁾。これらの調査は基本的に全住民を対象としているので、新兵検査時における識字調査や、婚姻時の署名などのように、特定の年齢層の住民を対象とした調査に比して、より豊富な情報源となっている。とくに、滋賀県における調査は、1877年から開始されており、学校教育の効果がそれほど大きくなかった時代の資料として貴重である。1879年の山口県玖珂郡の調査も同様に重要である。人口13万人、およそ120か村を対象としたこの調査では、学区ごとの集計が残っており、より詳細な検討が可能となる。

近世教育史は、識字率についてそれほど重大な関心を寄せてきたとはいえないが、往来物や手習塾に関する研究そのものは、識字力の形成過程についての研究となっている。これらの教科書や教育施設が育成しようとしたものは、まぎれもなく初歩的な読み書き能力であったからである。これ

らの教育機関にどれだけの人が入門していたのかは、識字率にとっても重要な問題である。本稿では、近世においてもっとも多数の門人を教育した手習塾のひとつである近江国北庄村時習齋塾、および18世紀中葉以後の門人帳を有する越後村上町磯部塾の事例から、手習塾への入門状況についてみておこう。

ところで、日本において本人署名を有する資料として注目されるのは、中世から近世初頭にかけて出現する、花押を有する一連の文書、すなわち起請文や村極め証文、あるいは宗門人別帳などである。これらの文書は、本人による誓約の証明を重要な要件としており、このため直筆サインである花押が記載されている。自署できない場合の代替方法もほぼ確立しており、これによって、きわめて断片的ながら、近世初頭における識字状況を知ることができるのである。これらの自署資料についての研究は、いまだ緒についたばかりであるが、本稿においてはその一端を紹介しておこう。

2. 明治期の識字率調査

(1) 壮丁教育調査

明治期には、識字率に関するいくつかの調査がおこなわれている。このうちもっとも大規模なものは、徴兵検査の一環としておこなわれた、いわゆる壮丁教育調査である。遠藤芳信によれば、徴兵検査時における教育程度に関する調査は、1873年徴兵令においてすでに規定されていた。この規定は、1879年以後一旦消滅するが、その間も一部の府県では教育程度の調査がおこなわれていた。陸軍省が全国的に一定の様式で壮丁の教育程度の調査を実施するようになったのは1899年であり、1905年には文部省も「壮丁教育成績調査」を開始している²⁾。

*やくわ ともひろ 新潟大学

キーワード：近世 / 識字 / 読み書き / 手習塾

この壮丁教育調査に関しては清川郁子の研究がある³⁾。清川は、壮丁教育調査における識字力を第一水準（自己の姓名や住所が書ける程度）と第二水準（小学校卒業程度）とにわけ、それぞれの識字率の推移を示している。それによれば、第一水準の識字率は1899年で76.61%であり、1914年には97.76%に達する。第二水準では、1899年が50.62%、1914年が88.52%である。いずれも急激に上昇しているのは、もちろん学校教育の普及によるものである。1899年における壮丁は、すでに学校教育の影響を濃厚に受けているので、これらのデータによって近世の識字状況を推定することは困難である。ただ、1899年の段階でも、20歳の男子のうちおよそ4分の1が自己の姓名を記し得ない状況であったことを知ることができる。

(2) 明治期の自署率調査

文部省統計と関連して実施された、6歳以上の全住民を対象とする自署率調査は、近世の識字状況を知る上でも、ある程度の手がかりとなる。自署率は「自己の姓名を記し得る」者の比率であり、清川のいう第一水準の識字率にあたる。この調査の概要については、すでに別稿があるので詳しくはそちらを参照いただきたい⁴⁾。ここでは、必要最小限の紹介をしておこう。

文部省年報の第5年報から第21年報にかけて、滋賀県・岡山県・鹿児島県・群馬県・青森県における自署率調査の結果が掲載されている。調査年次は1877年から1893年の間である。このうち群馬県（1880年）と青森県（1881年）は、単年度のみ報告であり、岡山県は1877年～1893年、鹿児島県は1884年～1889年の調査である。学校教育の現況とならんで、6歳以上の住民のうち自己の姓名を記し得る者と記し得ない者の男女別人数を掲載している。

このような調査の目的について、文部省第8年報は、「全国文化ノ現況ヲ審察シテ教育ノ及不及ヲ徴知スル事ノ施政上ニ最モ緊要ナルハ固ヨリ言ヲ俟タス」と述べている。しかし「事務施行ノ順序其他百般ノ情状等アリテ」いまだ実施にいたっていないという。ただ滋賀県のみは、明治10年よりこの調査を実施しているのが掲載したものである⁵⁾。つまりこれらの調査は、それぞれの県が独自におこなったものであり、文部省も、調査の必要を感じながら、百般の情状によって実施にいたっていなかったものである。

では、調査はどのようにしておこなわれたのであろうか。残念ながら、実際の調査方法の詳細についてはわかっていない。しかし滋賀県庁文書のなかに、調査についておこなった滋賀県の指示を確認することができる。すなわち「明治十年本県丙号達」綴り中の製表心得第十一条として「同表第二十項姓名を自記スルモノ同第二十一項姓名ヲ自記シ能ハサルモノ八年ノ老幼ニ拘ハラスト雖トモ六歳以上ノモノタル可シ」と記載されている。同様の指示は、明治11年、13年、17年、19年、25年の同県達綴りのなかにもみられる⁶⁾。

文部省年報に滋賀県の自署率が掲載されるのは、1893年までであるが、滋賀県伊香郡役所文書中に、「明治三十二年学事年報材料書」なる冊子があり、このなかに1898年の伊香郡内各村の自署率が掲載されている⁷⁾。各村からの報告書の様式は「甲第十四号表」と称され、また「満六年以上ノ者ニシテ自己ノ氏名ヲ記シ得ル者ト得サル者トノ区別表」という題名が付されている。各村村長から伊香郡長あてに提出されたものである。したがって、滋賀県における自署率の調査は、少なくとも1898年まで継続していたと考えられる。また、各村における調査が何らかの形で実施されていることがわかる。

同じように郡役所文書中に確認できるものとして、山口県玖珂郡役所文書における「明治十二年学事統計出納所有品表」がある。簿冊中、第一号の様式に、各村の総人口につづいて、「自己ノ姓名ヲ書シ得ル者」と「自己ノ姓名ヲ書シ得サル者」の人数が男女別に掲げられている。この資料については、あとで詳細に検討したい。

群馬県の自署率調査の結果が文部省年報に掲載されていることは先に述べたが、これに関連する資料が群馬県沼田市の下久屋区有文書の中に残されている⁸⁾。下久屋村学務委員の倉品儀右衛門が、利根郡長の松本にあてて提出した報告書である。この中に、「齢六歳以上ニシテ自己ノ姓名ヲ書シ得ルモノ」と「同書シ得サルモノ」の人数が記載されている。これによって、群馬県の自署率調査も、各村において何らかの調査がおこなわれたことを確認し得るのである。

以上のように、明治期の自署率調査は、実際に村段階にまで文書を下付して実施されたものであった。しかし、村においてどのような調査がおこなわれたのかは現在のところ不明である。実際

に自己の氏名を書かせるなどの調査をおこなったか、あるいは自署し得るかどうかを自己申告させたのであろうが、実際にテストする場合の調査の煩雑さを考えれば、おそらく、学務委員などが口頭で確認してまわったのではないだろうか。

3. 明治期における自署率

(1) 自署率の概況

まず文部省年報に掲載される調査報告によりながら、明治期の自署率の概況についてみておこう。表1は、文部省年報に掲載されている5県の調査初年度の自署率を示したものである。

表1 明治期の各県の自署率

| 県名 | 年次 | 男子 | 女子 | 全体 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 滋賀県 | 1877年 | 89.23 | 39.31 | 64.13 |
| 群馬県 | 1880年 | 79.13 | 23.41 | 52.00 |
| 青森県 | 1881年 | 37.39 | 2.71 | 19.94 |
| 鹿児島県 | 1884年 | 33.43 | 4.00 | 18.33 |
| 岡山県 | 1887年 | 65.64 | 42.05 | 54.38 |

(注) 文部省年報第5年報～第15年報により作成。調査初年度の報告のみ掲載。数字は「6歳以上で自己の姓名を記し得る者」の比率(%)。ただし青森県は全住民に占める割合。

表1からわかるように、6歳以上の住民の自署率は、明治期においてさえかなり大きな地域差を有していた。滋賀県のように、1877年の段階で、すでに男子のおよそ9割が自己の氏名を記し得る状況であったのに対し、鹿児島県では3人に1人が自署し得るにすぎなかった。女子においてはその格差はさらに大きく、岡山県のように4割をこえる人が自署し得る状況であったのに対し、青森県ではその率は3% (全住民比) にも満たない⁹⁾。鹿児島県もわずか4%である。

言うまでもなく、これら明治期の自署率には学校教育の効果も反映しているはずである。しかしながら、滋賀県の1877年の調査においては、その効果はあまり大きなものではなかったであろう。滋賀県では、近代学校成立以前の段階で、すでに男子のほとんどが自己の氏名を記し得る状況であったと考えられるのである。他方、青森県や鹿児島県などのように、学校制度導入10年後の段階でも、全住民の自署率が2割程度の地域では、近世期においては、読み書きを必要とせずに生活をしてきた人が大半であったと考えられよう。

以上によって、近世日本における識字率が、きわめて濃淡に富んだものであることが推測される。一部の地域では識字がかなり普及している半面、別の地域ではごく一部の人のみが読み書きをおこなっているといった状況であったことを、うかがい知ることができるのである。また、男女の間に著しい格差が存在していたことも確認しておこう。

(2) 自署と識字
ところで、自己の氏名を書し得る人のうち、どれぐらいの人が読み書きをなしたのであろうか。実はこれは、識字を考える場合のもっとも困難な問題のひとつである。そもそも、なにをもって読み書きをなしえんとするかさえ、一概には定義しがたいのである。自署できない人は、「書く」ということをせずに生活していたと考えてよいだろうが、自署できる人が、どの程度読み書きができたかは人によって大きく異なるだろう。

この問題に関連して、ここでは、長野県のある調査について紹介しておこう。北安曇郡常盤村(長野県大町市)では、1881年に15歳以上の男子について詳細な識字調査を実施している¹⁰⁾。「明治十四年四月 識字調 北安曇郡常盤村」と称する資料が残っている。この資料を紹介した小林恵胤によれば、調査は15歳以上の男子に限り、識字状況を八段階に分類したものである。郡役所が何度も調査書の提出を督促しているなど、調査はかなり難航したらしい。

調査結果は以下の通りであった。調査人員882人、うち「数字及自名自村名ヲ読且記シ得ザル者」312人(35.4%)「較自名自村名ヲ記得ル者」363人(41.2%)「較日常出納ノ帳簿ヲ記得ル者」128人(14.5%)「普通ノ書簡并ニ証書類ヲ自書シ得ル者」39人(4.4%)「普通ノ公用文ニ差支ナキ者」17人(1.9%)「公布達ヲ読得ル者」8人(0.9%)「公布達及新聞論説ヲ解読シ得ル者」15人(1.7%)。

ここでも、日常出納の帳簿を記し得ることや、証書類を自書し得ること、あるいは普通の公用文に差し支えないなどのことが、どれほどの読み書き能力を示しているかは、正確に定義することが困難であるが、しかし単に自分で署名し得るかどうかという調査に比すれば格段と情報量が多い。

以上のデータを、これまでみてきた自署率に換算すれば、常盤村においては、自署し得ない者35.4%、自署し得る者64.6%となる。文部省年報に掲載される自署率調査と比べると、これは岡山

県男子の自署率とほぼ同じである。このうち自署し得る者の内訳を見ると、自己の氏名・村名のみを記し得る者が63.7%、日常出納の帳簿を記し得る者22.5%、普通の書簡や証書を自書し得る者6.8%、普通の公用文に差し支えなき者3.0%、公布達を読みうる者1.4%、公布達に加え新聞論説を解説できる者2.6%となる。したがって、常盤村では、自署できる者のうち、多少なりとも実用的な読み書きが可能であったのは4割に満たなかったのである。

以上のデータがどれほど一般化し得るかは不明であるが、明治期の自署率調査における「自己の氏名を記し得る」人の中にも、単に氏名を自署できる程度の人が多数含まれていたことは明らかであろう。常盤村の事例からみて、自署し得る人のうち、実際に実用上の読み書きが可能であったのは、多くとも半数程度だったのではないだろうか。

もっとも、近世の文書が、話し言葉と全く異なる特殊な文体によって書かれるものであったことは考慮されるべきであろう。このような文体を自由に使いこなすには、かなりの習熟が必要であった。しかしこのような公用文の読み書きができなくとも、日本語の場合、平仮名さえ習得すれば、ある程度の読み書きは可能であった。近世期にはおびただしい数の平仮名主体の草双紙が発行されたが、このような本の出版者は、平仮名のみを読む多数の読者が存在することを想定していたのである。したがって、単に自己の氏名を書ける程度と申告した人の中にも、多様な読み手・書き手がいたであろう。

(3) 山口県玖珂郡における自署率調査

文部省年報には掲載されていないが、山口県玖珂郡は1879年の学事統計調査の一環として、自署率の調査をおこなっている。調査結果は、「明治十二年学事統計出納所有品表」に掲載されている¹¹⁾。明治13年に郡役所に提出された、明治12(1879)年分の統計資料である。簿冊は、各学区ごとの学事統計表・出納表・所有品及学資寄付総計表の3部からなっている。このうち学事統計表は、「人口」「学齢」「満六年以下就学生徒」「満十四年以上就学生徒」「人口百人ニ就就学生徒」「小学日々出席生徒平均」の欄から成り、このうちの「人口」欄に「総人員」とならんで「自己ノ姓名ヲ書シ得ル者」「自己ノ姓名ヲ書シ得サル者」の人数が、それぞれ男女別に記載されている。したがってこれは、総

人口に対するそれぞれの比率であると考えられる。

この資料は、学区ごとに集計されているため、各学区ごとの自署率の状況を詳細に知ることができる上に、1879年という、学校制度の影響がまだ濃厚ではなかった時代のデータとしてきわめて貴重である。同じように村ごとの自署率が判明する資料として、滋賀県伊香郡における同様の資料があるが、これは1898年のデータであり、すでに学校教育の影響をかなりの程度こうむっていたと考えられる。伊香郡では、男子の自署率は、どの村もほぼ9割に達しているため、職業構成等の他の要因との相関を見いだし得ないが、自署率の上昇過程にあった女子においては、商業率との間に正の相関が見いだされた。これについては、すでに別稿があるのでご参照いただきたい¹²⁾。山口県玖珂郡資料の場合は、より近世の識字状況に近接した情報を読みとることが可能である。以下この資料について検討してみよう。

玖珂郡は山口県の東端に位置し、西は広島県、北は島根県と隣接している。現在の岩国市を中心として2市7町2村から成る。近世は萩藩領と岩国藩領であった。資料は玖珂郡内の88学区、122町村を網羅したものであり、調査対象人口は13万5,000人にのぼる。

まず、玖珂郡全体の調査結果について以下に示しておこう。

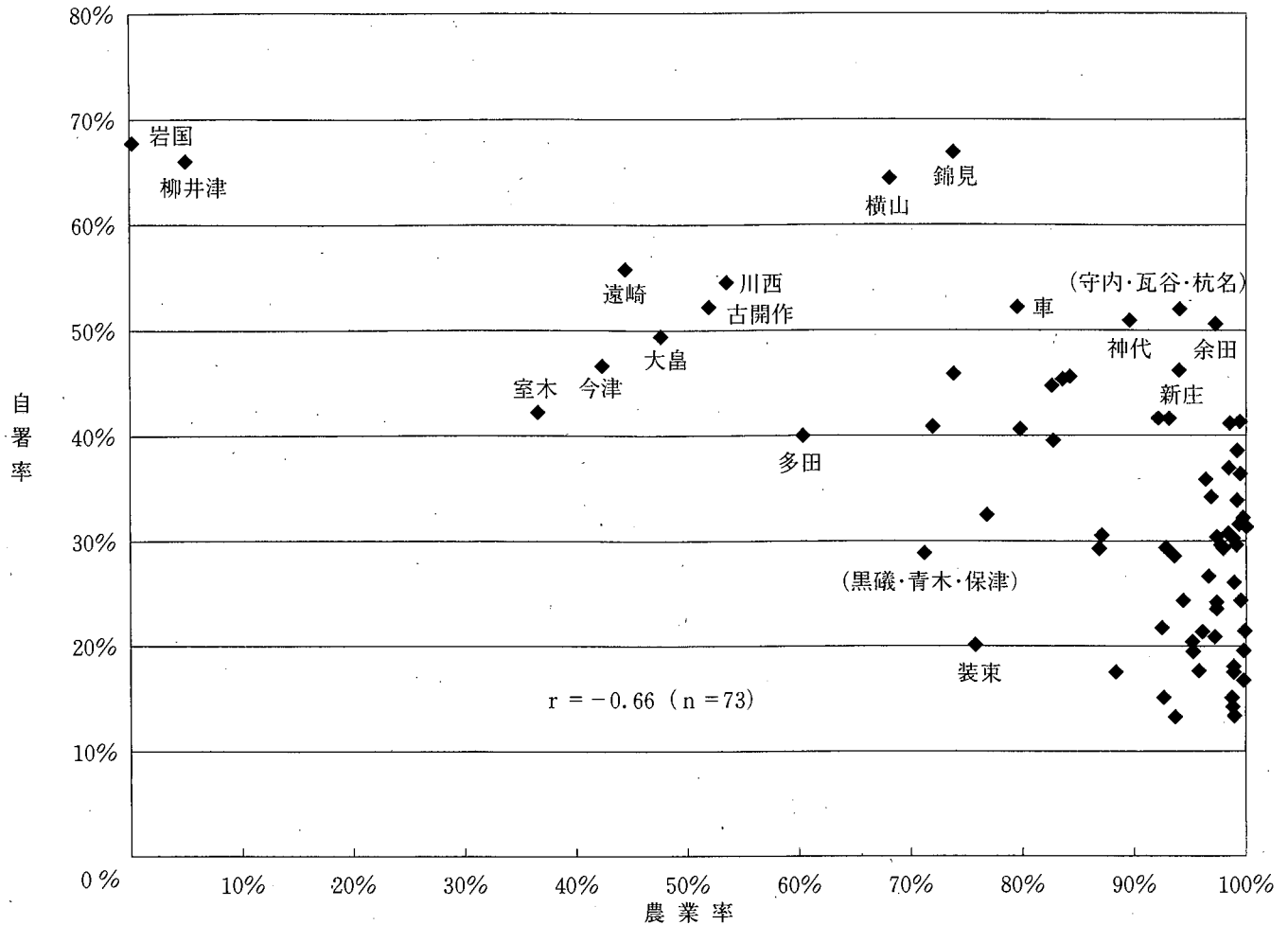
表2 山口県玖珂郡における1879年の自署率

| | 男 | 女 | 総計 |
|------|--------|--------|---------|
| 調査人口 | 69,598 | 65,451 | 135,049 |
| 自署者数 | 38,253 | 10,787 | 49,040 |
| 自署率 | 54.96% | 16.48% | 36.31% |

「明治十二年学事統計出納所有品表」により作成。

表2にあるように、玖珂郡における1879年の自署率は、男子で55%、女子で16%ほどである。玖珂郡における調査は、先に示した文部省年報に掲載される調査と異なって全人口比であると考えられるから、6歳以上人口における自署率はもっと高いはずである。山口県立文書館には明治14年の「統計表」が残っている¹³⁾。このなかに世代ごとの人口が掲載されており、これによって7歳未満の人口が集計できる。これを表2の調査人口から減ざると7歳以上人口は112,301人となり、この場合の自署率(男女)はおおよそ44%である。玖珂郡では、自己の氏名を書し得る程度の識字力も、いま

図1 玖珂郡における農業率と自署率



だ形成途上にあったといえよう。

男子の自署率は浜前村・上駄床村・下駄床村・西畑村学区の19.25%から、神代村神代小学管内の98.30%の範囲に分布している。女子の場合は、甘木村の0.00%から、岩国町の68.48%の範囲である。いずれも、きわめて大きな格差があることは明白である。男女合計の自署率は、浜前村・上駄床村・下駄床村・西畑村学区の12.99%から、岩国町の67.68%の範囲に分布している。同じ玖珂郡内でも、自己の氏名を書し得る程度の識字力を有する人がごく少数しか存在しない学区もあれば、7割程度の人が自己の氏名を書し得る程度の識字力を有している学区もあったということである。

では、このような地域格差を規定していた要因は何であったのだろうか。幸いにも、先に触れた明治14年の「統計表」には各村ごとの職業人口が掲載されている。これによって、自署率調査がおこなわれた学区ごとの職業別人口を知ることができる。

「統計表」は、平民と士族の分類の他、「職分」

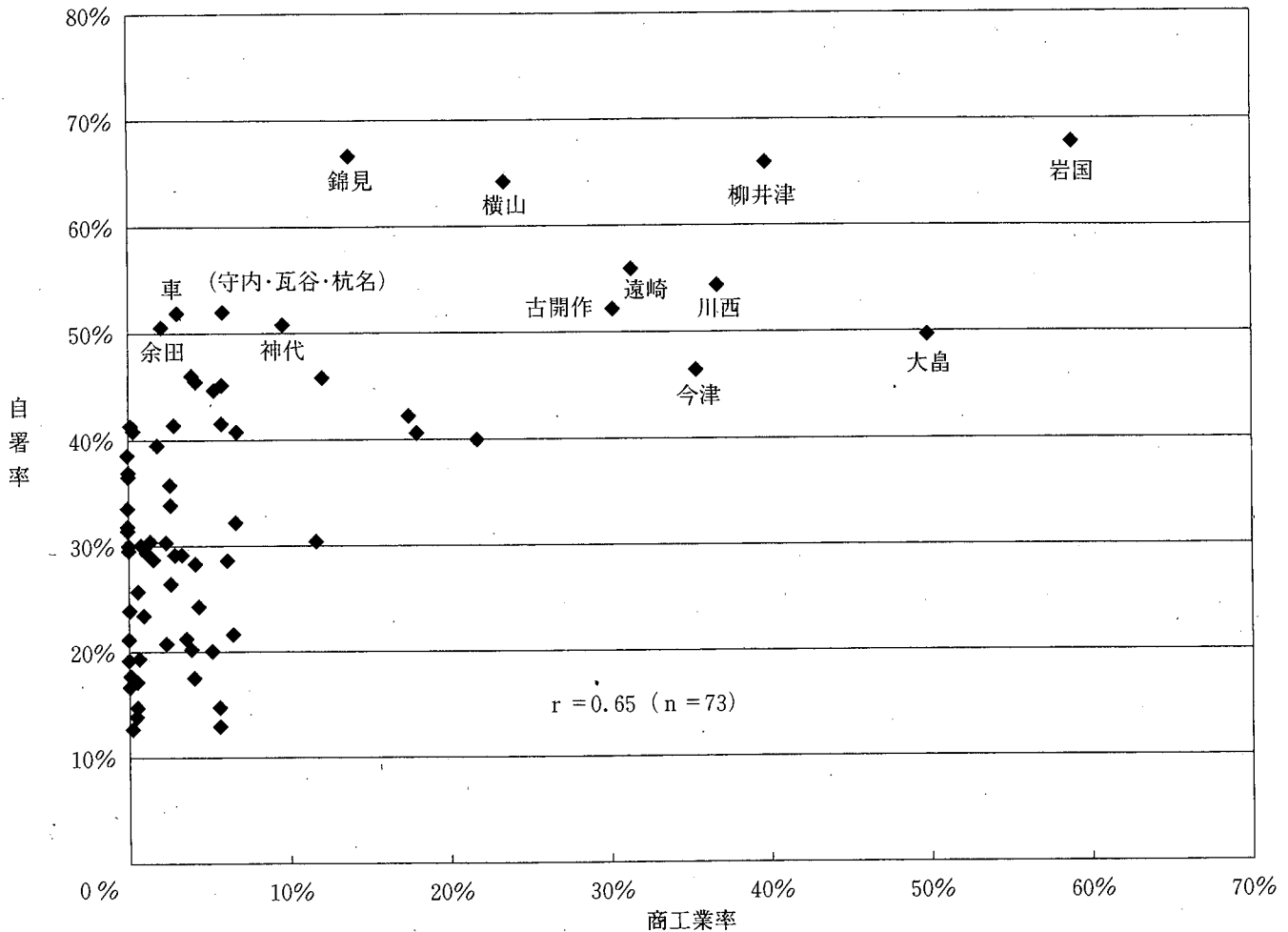
という項目を有しており、これは官員・宗教(神官・僧・尼)・学問教育(本邦学・漢学・欧米学など)・従者・農・職工・商・力役・雑業・雇人などに細かく分類されている。このうち農業人口率と自署率の関係をみると、図1のようになる¹⁴⁾。

図に見られるように、農業率と自署率は負の相関を有している($r = -0.66$)。自署率と農業率の相関係数(r)を男女別に見ると男子(男子自署率と男子農業率)は -0.47 、女子(女子自署率と女子農業率)は -0.68 であり、女子においてより強い相関がみられる。

男女をあわせた自署率が67.68%ともっとも高い岩国町は、岩国藩の城下町である。現在もこの地域の中心的な都市となっている。人口の大半は都市住民であり、農業人口はほとんどない。同じように自署率が65.95%である柳井津町は、瀬戸内の主要港のひとつであり、近世期には岩国藩の御納戸として商業が発展した¹⁵⁾。農業人口率は10%にみたない。

農業人口率が比較的高く、自署率も高い地域と

図2 玖珂郡における商工業率と自署率



して錦見村および横山村がある。錦見村は農業人口率が73.90%、自署率は66.90%である。同じように横山村においては農業人口率68.27%、自署率が64.48%となっている。この二つの村は現在の岩国市に属し、岩国藩の城下町として発展した現在の西岩国地区に位置している。岩国町の東西に隣接した城下町近郊地域と言ってよい。

以上のように、近世において人口の大部分が従事していた農業は、識字を普及させる要因とはなりにくいものであった。これは農業という労働が、必ずしも読み書きを必須のものとはしていなかったということを示していよう。もちろん各村にはかなり高い水準の読み書き能力を有する人が必ず存在したはずである。近世の村請制は、このような能力の存在を前提としているからである。しかしながらこれは、行政にかかわる労働能力であって、農業そのものに由来するものとは言えないだろう。

では、識字の普及に積極的に作用している要因は何であろうか。各村の職業構成と自署率との関

係を分析すると、商業および職工との間に正の相関がうかがわれる。いま商業および職工に従事していた人口率を商工業率として、自署率との関係を図にすると図2のような結果となる ($r = 0.65$)。

図2のうち岩国町、柳井津町は先に述べたとおりこの地域の中心的な都市であり、商工業率も高い。岩国の商工業率は59.17%、柳井津は39.93%である。大島は玖珂郡南部の海岸沿いに立地する村であり商工業率は49.88%にのぼる。川西村、今津村は現在の岩国市に属しており、古開作村は柳井津町の隣接地域である。遠崎村は現在の岩国市に属し、近世期も大島村の内に数えられる場合があった¹⁰⁾。このように、玖珂郡内で商工業率が高い地域は、岩国城下、柳井津町、大島村およびそれらの近隣地域であった。これらの地域では、自署率も相対的に高くなっている。

ところで、商工業率がそれほど高くはないにもかかわらず自署率が高い地域がいくつか見られる。このうち錦見村と横山村は、岩国町、柳井津町に匹敵する自署率であるが、この2村は、すでに述

べたように岩国城下と隣接した地域であった。また余田村は柳井津町の、車村は岩国町の近郊農村であり、神代村は大島村と隣接した村である。このように、商工業率がそれほど高くなく、かつ自署率が高い地域は、岩国・柳井津・大島という、この地域の商工業の中心地の近隣地域であった。ただし、守内・瓦谷・杭名学区は、現在の岩国市に属するものの、岩国城下から3～6キロ程度西方に位置しており、必ずしも岩国城下近郊とは言いがたいが、高い自署率(52.16%)を有している。この理由は明らかではない。

以上、山口県玖珂郡における自署率調査について検討したが、以下の二点を確認しておこう。第一に、郡内の自署率には大きな地域格差があったということである。村によっては男子の2割程度が自己の姓名を書し得るのみであったが、男女をあわせて7割が自己の氏名を書し得る程度の識字力を有していた地域もあった。この地域格差は、年少者においては学校制度によってある程度は平準化されていたと考えられるから、近世期における地域格差はもっと大きなものであったはずである。自署率の地域格差については、先に見た文部省年報に掲載される複数の県の自署率調査においても確認されるものであったが、玖珂郡における調査によって、このような地域格差が、玖珂郡というひとつの地域内においても存在するものであることを確認し得るのである。

第二に、以上のような地域格差の大きな要因のひとつとして、商業や職工などの職業の存在があったということである。近世期までに発達した都市は、このような職業の集積地として重要であるが、都市だけでなく、商工業がある程度集積している地域、およびそれらの近郊地域においては、自署率が高い傾向を示した。商業や職工などの職業においては、ある程度読み書きができることが、必須のものとなりつつあったということである。商工業と識字とのこのような関係は、明治初期にはじめて発生したとは考えられず、近世期においてすでに形成されていたと考えられる。したがって、近世における識字の普及過程を考える場合にも、商工業およびその集積地としての都市に注目してみる必要があるだろう。

4. 近世期の手習塾と入門率

近世において識字を獲得する機会が多様であっ

たと思われるが、識字の大衆的な普及にとって重要な役割を果たしたのは手習塾であった。したがって近世における識字率を考える上では、手習塾への入門の密度(入門率)が問題となろう。しかしながら、近世において、このようなことが明らかとなる事例は稀である。ここでは、近世においてももっとも多数の入門者を教育した手習塾のひとつといえる、近江国北庄村の時習齋手習塾、および近世におけるもっとも古い門人帳のひとつと考えられる越後国村上町の磯部順軒門人録によりながら、手習塾への入門動向について見ておくこととしよう。

(1) 時習齋手習塾への入門率

近江国神埼郡北庄村(滋賀県五個荘町)にあった時習齋手習塾に関しては、すでに柴田純が詳細な検討をおこなっている¹⁷⁾。ここでは、そのなかから時習齋塾への入門動向について紹介しておこう。

時習齋手習塾には、「第二番」からはじまる3冊の「門人録」が残っている。「第二番」は1765年に始まり、1873年に「第四番」が終わっている。この間、実に100年にも及ぶ。もちろん、「第一番」の「門人録」が存在したはずであるから、この手習塾は、遅くとも18世紀中頃には成立していたと考えられる。水戸藩の医師中村義通によって開設され、その後代々にわたって中村家が師匠を務めている。

残存する門人録に記載される入門者は、およそ100年間に4,270名にのぼる。入門者は、居村北庄村を中心としながら、現在の五個荘町域をこえてかなり広範囲にわたっている。

柴田は、時習齋塾門人録と各種人口資料によって、北庄村における「就学率」(入門率)を計算している。北庄村の人口は1724年段階で917名であるが、1880年においても940名程度と推定されており、大きな人口の増減がないことがわかっている。一方、1814年から1873年までの60年間に時習齋塾に入門した人の数は、重複記載を除いて、およそ860名と推定される。柴田によれば、60年間の入門者数を計算した理由は、村落の人口構成を0歳から60歳に分布するものとみなしたためである。これによって、明治初年における北庄村の手習塾への入門率を計算すると、およそ91%となる。つまり、男女を問わず、北庄村のほとんどの住民が時習齋塾に入門したということである。

文部省年報に掲載される滋賀県の自署率は、1877年段階で、男子89%、女子39%であった。したがって、北庄村でみられるごとき読み書き学習の密度は、男子においては、滋賀県の他の地域においてもあてはまるものであったかもしれない。しかし女子に関していえば、北庄村のような事例は、滋賀県においてさえ、かなり特殊なものであったと考えられる。ともあれ、幕末期においては住民のほとんどが手習をする地域が存在したことを確認しておこう。

(2)磯部順軒手習塾への入門

時習齋塾の事例は、幕末期における一地域の手習塾への入門状況として貴重である。では、このような状況は歴史上どこまで遡及し得るのであるうか。

越後村上町における磯部順軒手習塾の門人帳は、1738年以降の同塾への入門者を記載したものであり、現存する手習塾門人帳の中でも、もっとも古いもののひとつとってよい¹⁸⁾。幸いにも、村上町には同時代の町絵図が残っており、これと照合することによって、どの家の誰が入門していたかを詳細に確認することができる。これによって、18世紀中葉の地方城下町における手習塾への入門状況をみておくこととしよう¹⁹⁾。

村上町は、越後北部に位置する中世以来の城下町である。人口は9,000人をピークに漸減し、幕末期までほぼ6,000人台で推移している²⁰⁾。

磯部順軒塾は、安良町という町人町にあった手習塾であり、1738年から1790年までのおよそ50年間にわたって開業した。また残存している門人帳などから、この塾が順軒の父親から継続したものであることが判明しており²¹⁾、磯部家の手習塾そのものは18世紀前半あるいは17世紀末から存在したものであった。

順軒が開業したおよそ50年間に、1,181人が入門している。入門者は村上町内876名を中心として、その周辺村落に分布しているが、現在の新潟市や山形県域から入門している者もあり、磯部塾は、広域的にその存在が知られていたことがわかる。入門者のなかには、兄弟共々入門している者や、親子三代にわたって入門している者もみられるなど、この地域の人々の読み書き学習に多大な貢献をなしたのである。

磯部塾門人帳および村上町の各町絵図を照合すると、磯部塾にもっとも多数の入門者を出してい

るのは、磯部塾が存在した安良町のほか、小町・上片町・下片町・庄内町などであることがわかる。これらの町の総世帯数と入門世帯数を示したのが、表3である。

表3 磯部順軒手習塾への入門状況

| | 総世帯数 (A) 人 | 入門世帯数 (B) 人 | 一致世帯数 (C) 人 | 入門率 (A/C)% |
|-----|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 安良町 | 71 | 68 | 32 | 45.1 |
| 小町 | 61 | 63 | 39 | 63.9 |
| 上片町 | 77 | 49 | 22 | 28.6 |
| 下片町 | 92 | 45 | 23 | 25.0 |
| 庄内町 | 129 | 64 | 30 | 23.3 |

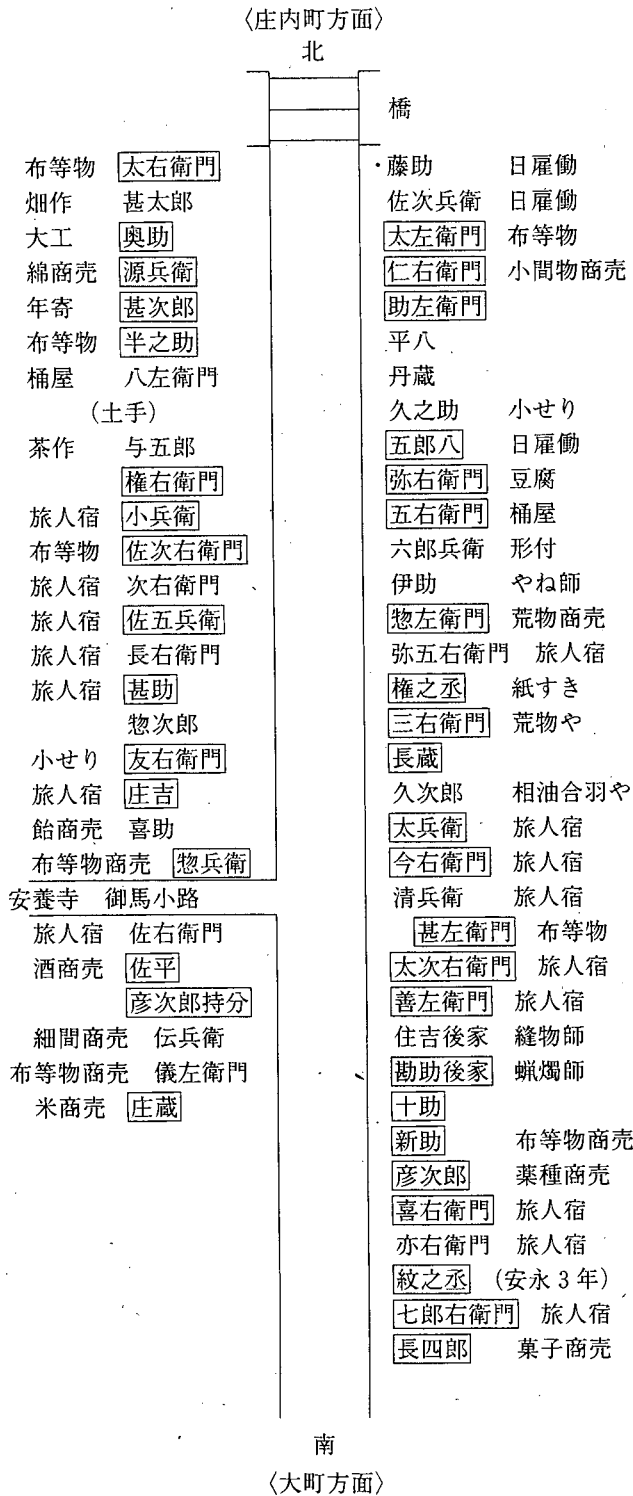
(注) 総世帯数は「安良町家別明細帳 宝暦十年」「小町絵図并家々家業附 宝暦十年」「片町絵図并家業附 天明二年」、上片町軒付け帳(宝暦十年)、庄内町軒付け帳(天明二年か)によって作成した。安良町は磯部家を除く。

門人帳に記載される入門者について、親の名前などを手がかりに世帯ごとに分類し、これを町絵図に記載される住民の名前と照合した²²⁾。両者が一致するケースを「一致世帯数」として、総世帯数に対する割合(入門率)を示してある。

門人帳に記載される情報のみでは、当主名の変更などを正確に把握することができないので、表3における「入門世帯数」のなかには、実際には同一世帯であるにもかかわらず別世帯として扱われているものも含まれていると考えられる。また同じように転入・転出についても把握しがたいので、同一家屋に居住した複数の世帯がカウントされている場合もあるだろう。したがって、「入門世帯数」は、ある特定の年度に存在した実際の世帯数に比して過大となっていると考えられる。小町などで入門世帯数が総世帯数を上回るのはこのためである。一方、入門世帯数に比して、一致世帯数が極端に少ないのは、当主名の異同および転入・転出などの結果、町絵図に記載される住民名と一致しないものが多数生ずるためと考えられる。したがって「入門率」は、実際に入門した世帯の割合に比して過小となっているだろう。

以上のような資料的な限界を有するものの、磯部塾の事例は、18世紀中葉における具体的な入門状況を示している点で重要である。図3は、このうちもっとも入門率の高い小町の入門状況を復元したものである。門人帳と町絵図の両方に確認できるものだけで、およそ64%の世帯が磯部塾に入門していたのである。いうまでもなく、当該期間

図3 宝暦10年小町家並みと入門世帯



印は入門世帯
 「小町絵図并家々家業附 宝暦十年」「磯部順軒門人録」に
 より作成
 61世帯中39世帯 (63.9%)

に子どもがいなかった世帯もあったはずである。
 また先に述べた資料上の限界についても考慮すれば、
 小町では、子どものいるほとんどの世帯から

入門者があったのではないかと考えられるのである。

さて、磯部塾廃業後しばらくして、同じ安良町
 において大瀧章九郎という人物が手習塾を開業し
 ている。大瀧塾に関して、門人帳の一部が残っ
 ている²³⁾。これによって、磯部塾が開業していた
 18世紀後半からおよそ1世紀後の、19世紀後半の
 入門状況を知ることができる。両者を比較すると
 興味深いことが判明する。磯部塾に多数の入門者
 を出していた村上町北東部の町々において、大瀧
 塾へ入門している人がほとんどいないということ
 である。反対に、磯部塾の時代にはあまり入門者
 のなかった村上町西部の町々から、大瀧塾へ入門
 する者が多数みられる。安良町に存在したふたつ
 の手習塾の通塾圏が、1世紀の間に大きく変化し
 たということである。このような変化の原因は、
 他の手習塾の存在であったと推測される。18世紀
 後半の時期には村上町西部に手習塾が存在し、安
 良町に通う必要がなかったのに対し、19世紀後半
 においてはこの手習塾が廃業したため、安良町の
 大瀧塾に通う必要が生じたということである。北
 東部はこれとまったく反対の事情が生じたのであ
 る。

磯部塾と大瀧塾のもう一つの重要な相違は、磯
 部塾にはほとんど女子の入門者がなかった(5名
 のみ)のに対し、大瀧塾では、入門者のおよそ2
 割が女子であるということである。18世紀後半か
 ら19世紀後半にかけて、女子の文字学びに大きな
 変化が生じていたということができよう。

以上、磯部塾門人帳から、18世紀中葉の地方城
 下町における手習の状況をみてきた。手習塾に通
 わせるということが、村上町の男子にとってはご
 く日常的なものとなっていたこと、男女の間に著
 しい格差が存在したことなどが確認できよう。ま
 た女子の手習塾への入門も、19世紀後半までの間
 に大きく進展しつつあったのである。

5 花押から見る識字状況

冒頭において述べたように、日本には西洋の教
 会資料のような署名をともなった体系的な資料群
 は存在していない。しかしながら中世から近世初
 頭にかけて、花押を有する断片的な文書群が存在
 している。花押は印章が普及する以前における署
 名の一つであり、村極めや起請文あるいは五人組
 帳などのような、誓約をともなう文書において、

自筆で記されるものであった。その形式は、文字に類似した記号であり、本人が花押を記し得ない場合には、筆軸の先端に墨をつけて印するか、丸印のようなものを書いた。したがって花押の筆記には一定の習熟が必要であったのであり、これをもって文字の使用能力についてある程度の区分をおこなうことは許されるだろう。もちろん、花押を記し得ることがどの程度の識字力を必要とするかは不明であるが、少なくとも、明治期の自署率調査における氏名を自記し得る程度の識字力は有していたとみることができるとはならないだろうか。

このような花押を有する資料は、中世から近世初頭にかけて、一時的に出現するにすぎないものであり、またその残存もきわめて断片的であるが、この時期の識字率を推定する他の資料が存在しない状況においては、ひとつの有力な素材たり得るだろう。

花押資料を使った識字状況の分析は、すでに木村政信がおこなっている²⁴⁾。木村が使用した資料は江戸初期の長崎平戸町人別帳と、同じく江戸初期の京都六角町の南蛮起請文である。南蛮起請文とは、キリシタン改めの一環として提出させられた、本人署名を有する改め帳である。これらは、使用人を含むすべての家族の署名（花押、略押、筆軸印、印章など）を有しており、現在のところ、近世初頭の識字状況を知り得るもっともすぐれた資料となっている。

このうち1643年の長崎平戸町の人別帳によれば、家持ち層の当主26人のうち花押を記した者は21人にのぼる。花押率は81%となる。一方、1635年における京都六角町の南蛮起請文では、当主花押率は79%であり、平戸町とほぼ同様であるが、六角町では当主でも印章を使用する者がかなりあり、これらの人が花押を記し得なかったとは断定できない。また木村によれば、六角町の1637年の資料では、借家層においても当主の花押率は85%にのぼり、家持ち層を凌ぐ状況であった。

このように、近世初期の花押資料から、長崎や京都などといった当時の代表的な都市においては、花押を書ける程度の識字力が、男子の当主を中心としてかなり普及していたことが推定されるのである。おそらくこれらの地域では、氏名を自記し得る程度の識字力を有することは、男子の住民にとっては当然のこととなっていたであろう。したがって越後村上町においてみられたような濃密な

読み書き学習は、都市においては、少なくとも近世初頭まで遡及し得るものであったことがわかるのである。

6 まとめ

はなはだ断片的ながら、近世社会における識字率に関連して、いくつかの資料をみてきた。そこからは、きわめて濃淡に富んだ近世の識字状況が浮かび上がってくる。県域を範囲とした単位でも、わずかに20%程度の男子が氏名を自記し得る地域から、ほとんどの男子が自記し得る地域まで、実に多様である。また山口県玖珂郡の資料からわかるように、このような多様性は、ひとつの郡内においてもはっきりと確認できるものであった。一方、女子の自署率は男子の自署率との間に著しい格差を有していたが、地域間格差もまたきわめて大きなものであった。玖珂郡の資料によれば、都市部を中心として7割近い自署率を有する地域もあったが、自己の氏名を記し得る女子がほとんど存在しない地域もあったのである。

ところで、一部の地域ではあれ、近世末期までにきわめて高い自署率が形成されていたということは重要である。このような識字力の広がりには、村請制などのような行政上の必要や、あるいは詩歌や学問などといった、一般に文化と呼ばれるものの需要をはるかに超えた規模で展開していたと考えられる。そしてこのような展開の重要な要因として浮かび上がってきたのが、商業や工業などの職業と、その集積地としての都市の存在であった。都市における自署率の高さは、少なくとも近世初頭にまで遡り得るものだったのである。近世は都市の時代ともいわれ、城下町をはじめ多様な都市が発展した。近世社会における識字の普及は、このような地域を中核として進展しつつあったのである。では、商業や都市の隆盛は、どのような具体的な過程を経て文字使用の普及をもたらすのだろうか。この点に関しては商業史の諸研究が示唆に富む。

中世から近世にかけての商業の展開として、自分で商品を持ち歩く「行商」から都市における「常設店舗」への転換ということが、商業史において指摘されてきた²⁵⁾。人間の移動に付随して商品も移動するのではなく、商品だけが移動するというこのような商業のあり方は、当然の事ながら物流の増大を前提としている。一方、社会全体とし

でも、中世における人間の漂泊性はしだいに低下して、近世においては定住性が強まる²⁰⁾。こうして「物」の移動と人の移動との間に著しい格差を形成しつつあったのが、近世という時代であった。商品生産と物流の展開、およびそれらがもたらすこのような格差は、氾濫する「物」の名称についての認識(標識)や、「物」を保管するための記録、為替や証文などの信用、手紙や種々の文書による通信などといったものの必要を不可避的に増大させるだろう。これらはいずれも文字の使用を不可欠とするものである。近世の往来物にしばしばみられる、膨大な名詞群(物の名前や地名)の列挙は、このような文字使用の必要性に実によく適合したものといえることができるだろう。

注

- 1) 本稿においては、「自己の姓名を記し得る」者の比率を、識字率などと区別して自署率と呼ぶこととする。
- 2) 遠藤芳信「壮丁教育調査の成立と軍の学力要求」(『国民教育』35号 1978年)
- 3) 清川郁子「リテラシーの普及と『壮丁教育調査』」(『近代日本社会調査史(Ⅱ)』慶応通信 1991年)、清川郁子『『壮丁教育調査』にみる義務制就学の普及』(『教育社会学研究』51号 1992年)
- 4) 八鍬友広「19世紀末日本における識字率調査」(『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第32巻第1号 1990年)。この資料については土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』(講談社 1962年)、ハーバード・パッシン『日本近代化と教育』(國弘正雄訳 サイマル出版会 1969年)の言及がある。また清川郁子前掲注3)においても触れられている。
- 5) 『文部省年報第8年報(1分冊)』p.9
- 6) 滋賀県庁文書(滋賀県庁所蔵)
- 7) 伊香郡役所文書(江北図書館所蔵)
- 8) 『沼田市史 資料編3 近代現代』(沼田市史編さん委員会1998年)所収。なお、当資料の存在については、柳井久雄氏よりご教示を得た。
- 9) 青森県の調査は、合計数が合わないなどの問題がある。
- 10) 常盤村の識字調査については、小林恵胤「明治一四年の識字調査—当時の北安曇郡常盤村の場合—」(『長野県近代史研究』第5号 1973年)による。
- 11) 「明治十二年学事統計出納所有品表」(山口県文書館所蔵)
- 12) 八鍬友広「滋賀県伊香郡における1898年の識字率」(『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第34巻第1号 1992年)
- 13) 「明治十四年一月一日調統計表」(山口県立文書館所蔵)
- 14) データの処理にあたって、複数の地区にまたがっている村は両地区を合併した。また人口統計において女子の就労者が0もしくは極端に少ないいくつかの村を含む地区は除外した。
- 15) 『角川日本地名大辞典 35山口県』(角川書店 1988年)
- 16) 同前。
- 17) 以下、時習齋手習塾については、柴田純「近世中後期近江国在村一寺子屋の動向」(『日本社会の史的構造 近世・近代』(思文閣出版 1995年)による。
- 18) 「門人録」(村上市 鈴木鉀三氏所蔵)。なおこの写真版資料が新潟県立文書館に所蔵されている。
- 19) 磯部順軒手習塾については、波多野清子「近世寺子屋についての一考察」(未刊行)、『新潟県史 通史編4』(新潟県 1988年)、八鍬友広「近世越後の民衆と文字学び」(『幕末維新と民衆社会』高志書院 1998年)などがある。
- 20) 『新潟県史 通史編4』(新潟県 1988年)
- 21) 鈴木鉀三「記事別集解題」(『越佐叢書 第12巻』野島出版 1977年)
- 22) 村上町の各町絵図は、村上市史編纂委員会所蔵のコピー資料を使用した。
- 23) 『新潟県史 資料編11』(新潟県 1983年)
- 24) 木村政伸「近世識字研究における宗旨人別帳の史料的可能性」(『日本教育史研究 第14号』日本教育史研究会 1995年)。現在この研究は、科研費を得て組織された研究会(「前近代日本の識字状況に関する基礎的研究」代表:大戸安弘)の活動として展開している。
- 25) 豊田武『中世の商人と交通』(吉川弘文館 1983年)など。
- 26) 齊藤修「大開墾・人口・小農経済」(『経済社会の成立』岩波書店 1988年)

Literacy in Tokugawa Japan

Tomohiro YAKUWA (*Niigata University*)

How many people could read and write in Tokugawa Japan? This is the main topic for this paper. Actually it's very difficult to calculate the number of people who could read and write in Tokugawa Japan. Because there are no documents like marriage certificates with signatures, as most research on popular literacy in western society usually include. But we can glean fragmentary information about popular literacy by following historical sources: (1) the surveys on the rate of people who could write their own names in the Meiji period, (2) the "Monjincho", attendance books of "Terakoya", and (3) the historical materials with "Kao", special signature in medieval and early Tokugawa Japan.

(1) There were several surveys on the rate of people who were above six years old and could write their own names during 1877-1889. Results of those surveys of Shiga, Gunma, Aomori, Kagoshima and Okayama prefectures were listed on "Monbusho Nenpo", annual report of Japanese Ministry of Education. Those surveys show that about 90% of men in Shiga could write their names, but on the other hand 33% of men and only 4% of women in Kagoshima could write their own names. The 1879 survey of Kuga County, one of the counties of Yamaguchi Prefecture, on the rate of people who could write their names is important. It covered 122 villages and towns, 88 school districts and a population of approximately 135,000. The literacy rate, the rate of people who could write their own names for the total population, was 36.3% (men 55%, women 16.5%). The literacy of men of every district ranged from 19.3% to 98.3% and women from 0% to 68.5%. Literacy rate has minus correlation with the rate of agriculture population ($r = -0.66$), and has plus correlation with the rate of commerce and manufacture population ($r = 0.65$).

(2) The "Monjincho" of "Jishuusai juku" in Omi and "Isobe juku" in Echigo show how many people of those regions were enrolled for Terakoya. According to Jun Shibata, 91% of Kitanosho village people were enrolled for "Jishusai juku" in 19 Century. Through the case of "Isobe juku" we can see the situation in the 18th Century. In Komachi, one of the towns of Murakami city, 64% of the households had their children, at least one child, enroll for "Isobe juku" in the middle of the 18th Century.

(3) In medieval and early Tokugawa period there were some documents with "Kao", special signature. To sign "Kao" practice in writing was required. Those who could not sign "Kao" marked a circle by stem of the brush. Therefore we can know the literacy through these documents. According to Masanobu Kimura, about 80% of the present head of the family could sign "Kao" in the first half of the 17th Century.

We can conclude that partial literacy has already been considerably high even in early Tokugawa period, and a major difference of literacy between men and women existed, which deeply depended on the region even in early Meiji era.

Key words : literacy / reading and writing / Tokugawa Japan / history of people / people's education